

# みはらしの丘自治会規約

--- 第1章 総則 ---

第1条【目的】

本会は、この地区の住民相互の親睦、連絡、環境整備、集会施設の維持管理、共同墓地維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

第2条【名称】

本会はみはらしの丘自治会と称する。

第3条【区域】

本会の区域は、山形市みはらしの丘及び大字松原のうち別表に掲げる区域とする。

第4条【事務所】

本会の事務所は、山形市みはらしの丘 一丁目18番地4に置く。

第5条【事業】

本会の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 行政機関との連絡並びに広報活動に関する事。
2. 防災、防犯に関する事。
3. 教育、文化に関する事。
4. 保護、衛生に関する事。
5. 体育並びに健康維持、増進に関する事。
6. 小松原ふれあいセンターの維持管理に関する事。
7. 共同墓地の維持管理に関する事。
8. その他目的達成に必要な事項。

--- 第2章 会員 ---

第6条【会員】

本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

第7条【会費】

会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第8条【入会】

第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

第9条【退会】

1. 会員が次の各号の一に該当した場合には退会したものとする。
  - ① 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
  - ② 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合。
2. 会員が死亡又は失踪宣告を受けたときはその資格を喪失する。

--- 第3章 役員 ---

第10条 【 役員の種類別 】

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名以下
3. 財務 1名
4. 総務 2名以下
5. 隣組長 組長の数
6. 監事 2名
7. 顧問 1名

第11条 【 役員を選任 】

1. 会長、副会長、財務、総務及び監事は総会において会員の中から選任する。
2. 総務は2名まで選任することができるが、役員が兼務することも出来る。
3. 隣組長は各隣ごとに互選し、総会において承認する。
4. 15戸数を超す隣組については、必要に応じ副組長を設ける事が出来る。
5. 監事は会長、副会長、その他の役員と相互に兼ねることは出来ない。
6. 体育部会、地域作り部会役員は会長委嘱とする。
7. 顧問は自治会三役退任者より役員改選年に1名を新役員会で選出する。

第12条 【 役員の職務 】

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
3. 財務は、本会の出納記録、会計事務に関する帳簿書類を管理し、財の管理、運営等の全般的業務を行う。
4. 総務は会の事務的業務（会員への連絡事項、会議資料等の整備）を行う。
5. 監事は次に掲げる業務を行う。
  - ① 本会の会計及び資産の状況を監視すること。
  - ② 会長、副会長及びその他役員の業務執行の状況を監視すること。
  - ③ 財務及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見した時は、これを総会に報告すること。
  - ④ 前項の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求することが出来る。
6. 顧問は当自治会の相談役としての職務にあたる。
7. 隣組長は本会の運営に参画し、会員に各種資料等の配布を行う。

第13条 【 役員任期 】

1. 役員のうち隣組長の任期は1年とし、その他の役員任期は原則2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない。

--- 第4章 総会 ---

第14条 【 総会の種別 】

本会の総会は、定例総会及び臨時総会の2種とする。

第15条 【 総会の構成 】

総会は会員をもって構成する。

第16条 【 総会の機能 】

総会はこの規約の定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

第17条 【 総会の開催 】

1. 定期総会は原則として毎年2月に行う。
2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - ① 会長が必要と認めたとき。
  - ② 総会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  - ③ 第12条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

第18条 【 総会の招集 】

1. 総会は会長が招集する。
2. 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

第19条 【 総会の議長 】

総会の議長はその総会において出席した会員の中から選出する。

第20条 【 総会の定足数 】

総会は総会員の2分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。

第21条 【 総会の決議 】

総会の議事はこの規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第22条 【 会員の議決権 】

会員は総会において、各々1個の表決権を有する。

第23条 【 総会の書面表決権等 】

止むを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか又は他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。

## 第 24 条 【 総会の議事録 】

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
3. 開催目的、審議事項及び議決事項
4. 議事の経過の概要及びその結果
5. 議事録署名人の選出に関する事項

## 第 25 条 【 役員 の 構成 】

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

## --- 第 5 章 役員会 ---

### 第 26 条 【 役員会 の 機能 】

役員会はこの規約で定めるもののほか、次の事項を決議する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会で決議した事項の執行に関する事項
3. その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

### 第 27 条 【 役員会 の 招集等 】

1. 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。
2. 会長は、役員 の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求の日から 30 日以内に役員会を招集しなければならない。
3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

### 第 28 条 【 役員会 の 議長 】

役員会の議長は、会長がこれに当たる。

### 第 29 条 【 役員会 の 定足数等 】

役員会には、第 20 条、第 21 条、第 23 条及び第 24 条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と読み替えるものとする。

### 第 30 条 【 委員会 の 設置 】

1. 会長は必要と認めるときは特定事項を審議し、執行するための委員会を総会の承認を得て設置する。
2. 緊急止むを得ざる場合は、会長において委員会を構成し招集することが出来る。ただし、その結果を総会に報告し、承認を受けなければならない。

### 第 31 条 【 委員 】

委員は会員の中から会長が指名する。

**第32条 【資産の構成】**

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録記載の資産
2. 会費
3. 活動に伴う収入
4. その他の収入

**第33条 【資産の管理】**

本会の資産は会長が管理し、その方法は役員議決によりこれを定める。

**第34条 【財産の処分】**

本会の資産で第32条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保の供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

**第35条 【経費の支弁】**（支弁＝金銭を支払うこと）

本会の経費は、資産をもって支弁する。

**第36条 【事業計画及び予算】**

1. 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会議決を得て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の規定に関わらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、会長は総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることが出来る。

**第37条 【事業報告及び決算】**

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後、次の定期総会の承認を受けなければならない。

**第38条 【会計年度】**

本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり1月31日に終わる。

--- 第7章 規約の変更及び解散 ---

**第39条 【 規約の変更 】**

この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ山形市長の認可を受けなければ変更することが出来ない。

**第40条 【 解散 】**

本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

**第41条 【 残余財産の処分 】**

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

--- 第8章 雑則 ---

**第42条 【 帳簿及び書類 】**

本会の事務所には、規約、役員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

**第43条 【 委任 】**

この規約の施行に関し必要な事項は会長が別に定め、総会の議決を得る。

--- 付 則 ---

1. この規約は、平成12年10月20日から施行する。
2. 本会の設立年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. 平成24年2月19日、第7章第39条は総会の議決に基づき認可申請し、山形市長の認可された日を以て施行する。
4. 平成25年2月24日、規約第7章第39条は総会の決議に基づき許可申請し、山形市長の認可された日を以て施行する。
5. 平成26年2月23日、規約第7章第39条は総会の決議に基づき許可申請し、山形市長の認可された日を以て施行する。

--- 別 表 ---

地名	字名	範囲
山形市みはらしの丘		一丁目 1 番地 1～五丁目 9 番地
山形市大字松原	雨ヶ沢	
山形市大字松原	石原坂	
山形市大字松原	坂の上	
山形市大字松原	長者屋敷	
山形市大字松原	堤頭	
山形市大字松原	戸の影	
山形市大字松原	八ヶ森	
山形市大字松原	原	
山形市大字松原	峯岸	
山形市大字松原	弥陸原	
山形市大字松原	山の神	
山形市大字松原	和合	
山形市大字松原	字石原坂萩坂	